

令和5年度

三世代での同居・市内近居を支援

鴻巣市三世代住宅取得補助金



転入

15万円

- ①三世代転入の場合
- ②土地区画整理事業地内
(北新宿第二・広田中央)の場合

30万円

転居

10万円

土地区画整理事業地内
(北新宿第二・広田中央)の場合

30万円

主な要件

- ▶ 三世代同居または近居のため、市内に住宅を取得(建築・購入)した方
- ▶ 義務教育終了前の子(出産予定者を含む)を扶養している方
- ▶ 令和2年4月1日以降に住宅に関する契約を締結した方
- ▶ 令和4年4月1日から令和5年12月31日の期間に鴻巣市へ転入(※)
または市内転居した方

※継続して1年以上鴻巣市外に居住していた方

申請受付期限

令和6年3月29日(金)まで

※予算上限に達し次第受付終了

問い合わせ先

鴻巣市総合政策課

電話：048-541-1321

メール：sogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp

鴻巣市 三世代

検索



▲市HP

申請手続きについて

1. 要件の確認(次のすべてを満たす方)

- (1)三世代同居または近居のため、市内に住宅を取得(建築・購入)した方
- (2)義務教育終了前の子ども(出産予定者を含む)を扶養している方
- (3)令和2年(2020年)4月1日以降に住宅に関する契約をした方
- (4)令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)12月31日の期間に転入(継続して1年以上鴻巣市外に居住)または市内転居した方

2. 申請書類の用意

✓	書類	対象	説明	取得場所
	① 鴻巣市三世代住宅取得補助金交付申請書	原本	-	申請者は、転入または転居した世帯の世帯員の方 ・市ホームページからダウンロード ・総合政策課(新館2階12番窓口)
	② 戸籍謄本 【最新のもの】	原本	子世帯	戸籍の全部事項証明書(謄本) 本籍地自治体の戸籍担当課 ★
	③ 戸籍の附表 【最新のもの】	原本	住所の異動があった世帯 ※転居の場合は不要	戸籍の附表(全部) 異動前の最低1年間の住所履歴を確認します。 本籍地自治体の戸籍担当課 ★ ※本籍地を変更した場合は、従前の本籍地の附表が必要になる場合があります。
	④ 住民票の写し 【最新のもの】	原本	親世帯・子世帯	世帯全員が記載してあるもの、続柄必要。 ※本人または本人と同一世帯の方以外の方から請求の場合、委任状が必要です。 市民課(新館1階1番窓口)、両支所 ★
	⑤ 未納税額のないことの証明書 【最新のもの】	原本	親世帯の世帯員 子世帯の世帯員	市税の滞納がないことを証明する書類で、親世帯・子世帯ともに世帯員全員分(乳幼児等含)の証明書が必要です。 ※同居親族以外の方からの請求の場合、委任状が必要です。 収税対策課(新館2階10番窓口)
	⑥ 注文住宅の場合:工事請負契約書の写し 住宅売買の場合:不動産売買契約書の写し	コピー	補助対象住宅	契約日、契約内容、取得住宅住所、購入代金・税額、売主名(押印)、買主名(押印)記載のページ -
	⑦ 建物の登記事項証明書(全部事項証明書)	原本	補助対象住宅	土地分は不要。 インターネット上で登記情報を閲覧できる「登記情報提供サービス」から出力したものや「登記完了証」等は不可 所有権保存登記又は所有権移転登記の記載があるもの [最寄り] さいたま地方司法局 鴻巣出張所 電話 048-541-0776 (平日 8:30~17:15)
	⑧ (お子様が出産予定の子のみの場合) 母子健康手帳の写し または 出産予定であることがわかる書類	コピー	-	表紙、出産予定日、妊婦検診実施機関の記載がある箇所の写し -
	⑨ (世帯員に外国籍の方がいる場合) 日本国の在留資格を有することを証明する書類	原本	-	住民票の写しに「在留資格等」を記載 -

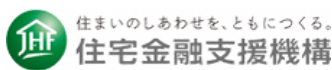
★マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニ交付サービスを利用して取得が可能です。
ただし、本籍地自治体によっては、コンビニ交付サービスを提供していない場合があります。

3. 申請 令和6年(2024年)3月29日(金)まで ※予算上限に達し次第受付終了

申請書類一式を総合政策課(新館2階12番窓口、平日8:30~17:15)へお持ちください。

※支所ではお預かりできません

4. 審査
 5. 交付決定 申請者へ「交付決定通知書」を郵送します
 6. 請求 請求書を総合政策課へ提出してください(交付決定から14日以内)
 7. 補助金交付 ご指定の講座へ補助金を振り込みます
- } 約1ヶ月半程度



【フラット35】地域連携型の利用ができます!

住宅金融支援機構 HP



- ・鴻巣市三世代住宅取得補助金と併せて全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】の当初10年間の借入金利を年0.25%引き下げることが可能です。※【フラット35】Sとの併用可
- ・融資契約の際に、鴻巣市が発行する「地域連携型利用対象証明書」が必要です。

鴻巣市総合政策課 048-541-1321 (平日 8:30~17:15)

詳しくは市ホームページ(「鴻巣市 フラット35」で検索)をご覧ください。